

(2) 別紙 2 料金の額及びその徴収期間

別紙 - 2 料金の額及びその徴収期間について

2 料金の徴収期間

「平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 1 月 3 0 日までとする。」を「平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 7 月 2 5 日までとする。」に改める。